

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字上寺山字東田三九七番一地先から同市大字上寺山字東田三九四番一六地先まで</p>	<p>川越市新宿町二丁目二二番二地先から同市大字上寺山字東田三九四番一六地先まで</p>	<p>区間</p>
<p>九・六一〇 一四・〇五</p>	<p>五・六〇〇 二四・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一二・九四</p>	<p>四、六九五・二四</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。</p>		<p>備考</p>